

公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議（以下「県民会議」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員、評議員及び顧問の報酬等並びに職務を行うために要する費用に関して必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、定款第29条第2項に置かれる専務理事であって、県民会議を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び諸手当をいいその名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 県民会議は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬は、無給とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬は別表1のとおりとする。

2 常勤役員には、役員賞与を毎年6月及び12月に支給できる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日については職員の例によるものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、通勤の実態に応じ、通勤費又は交通費を支給し、その計算方法は沖縄県に準ずる。

(費用)

第8条 県民会議は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員、評議員及び顧問には、別に定める旅費規程に基づき、会議出席等の交通費を支給するものとする。

(公表)

第9条 県民会議は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会に承認を経て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

(別表 1) 常勤役員の月額報酬

号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特級
給料月額	300,000	310,000	320,000	330,000	340,000	350,000